

プロポーザル説明書

茨城県立中央病院の診療材料・医薬品物流等業務及び中央材料室等業務委託に係るプロポーザル手続きについては、この説明書によるものとする。

なお、本件は令和6年4月1日に効力を発するものであり、令和6年度予算が議会において成立しない場合には、無効とする。

1 目 的

茨城県立中央病院における診療材料及び医薬品の調達に係る費用削減（共同購入の実施を含む。）、院内在庫の適正化、物流及び情報の管理、診療材料等の部署別購入及び消費情報の管理及び保険請求漏れ防止並びに医療用機材の滅菌・洗浄・手術室・搬送業務を迅速かつ円滑に処理し、医療の安全、質の向上に貢献し効率よく経済的な運営などを目的とする。

2 業務の概要

（１）委 託 名 診療材料・医薬品物流等業務及び中央材料室等業務委託

（２）委 託 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日

※ 3年間の長期継続契約

3 プロポーザル参加者に要求される資格要件

（１）単独企業で参加する場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- ② 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格名簿の大分類09（薬品）の小分類1（医薬品）及び小分類2（衛生材料）並びに大分類24（その他）の小分類4（その他）に登録されている者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 500床以上の病院において、本業務と同種の又は類似する業務経験を有する

こと。

⑥ 現場責任者は、500床以上の病院において、3年以上の実務経験を有すること。

⑦ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

⑧ その他入札説明書及び仕様書に定める要件を満たす者であること。

（2）企業連合で参加する場合

① 各構成員が、（1）の要件を満たしていること。ただし、③については、構成員をあわせて満たしていても足りる。

② 構成員が、単独又は他の企業連合の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザル参加者による提案は、1提案とする。

（1）提出書類（各1部）

- | | |
|--------------------------|----|
| ① プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号） | 1部 |
| ② 会社概要書（様式第1号の1） | 1部 |
| ③ 誓約書（3(1)④関係） | 1部 |
| ④ 業務実績概要（3(1)⑤及び⑥関係） | 1部 |
| ⑤ 誓約書（3(1)⑦関係） | 1部 |
| ⑥ 商業登記簿謄本 | 1部 |
| ⑦ 会社パンフレット（任意） | 1部 |
| ⑧ 企業連合協定書（様式第2号） | 1部 |

⑧の様式2号は企業連合で参加する場合のみ提出

（2）提出書類形式

用紙サイズはA4判とする。

（3）提出期限 令和5年10月19日（木）午前10時必着（持参又は郵送）

（4）提出先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵 6528

茨城県立中央病院 経理課

TEL 0296-77-1121 FAX 0296-77-2886

e-mail: t-shizuka@chubyoin.pref.ibaraki.jp

5 プロポーザル参加資格の審査結果の通知

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格があると認められた者には、参加資格確認通知書を送付する。

6 企画提案書の提出について

プロポーザル参加者は、企画提案書及び次の書類を提出すること。

企画提案するにあたり必要な情報（令和4年度に購入した医薬品及び診療材料の単

価及び数量)を提供するので、令和5年10月18日(水)までに4(4)に受け取りに来ること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書(20部)
- ②委託費見積書(3年間の合計金額と年度別内訳)(1部)
- ③委託費積算内訳(1部)

(2) 提出書類様式

用紙サイズはA4判とする。ただし、提案書についてはA3判も可能とするが、A4判サイズに折り込むこと。

(3) 提出期限 令和5年10月19日(木) 午前10時必着(持参又は郵送)

(4) 提出先 4の(4)と同じ

(5) 必要とする提案内容

9の(1)に定める評価項目に沿って提案を行うこと。なお、提案を行う上で、仕様書に記載する内容を充足することが必要である。ただし、仕様書の内容は、提案内容に優位性が認められる場合において変更することを想定している。

(6) 病院の概要

- ・病床数 500床(一般475床(内がんセンター100床)、結核25床)
- ・敷地面積 57,870.78 m²
- ・建物面積 40,332.45 m²
- ・入院患者数 122,390 m²
- ・外来患者数 237,002 人
- ・病床利用率 67.1%(一般68.5% 結核41.4%)
- ・救急車受入件数 4,160 件
- ・ドクターヘリ受入数 8 件
- ・ドクターカー出動数 319 件
- ・手術数 3,545 件

※ 実績数は令和4年度実績

当院のホームページを参照するなどし、当院の特徴について把握すること。

(7) 特記事項

- ・仕様書は、プロポーザル審査会のために作成した仕様書であるので、変更提案は可とする。ただし、具体的に理由(メリット・デメリット)を説明すること。
- ・削減提案については、具体的な金額及び割合を明記すること。また、契約書等に削減できない場合のペナルティを記載することを検討しているため、提案内容が達成できない場合の対応策を具体的に記載すること。

(8) スケジュール(予定)

① プレゼンテーションの実施

プロポーザル参加資格確認通知により決定する。

(予定) 令和5年11月2日(木) 午後2時から

- ・時間は1提案者あたり35分程度を予定(説明25分、質疑10分程度)

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書提出の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ※ 提案者多数の場合は事前に書類審査を実施のうえ、選定された提案者のみが審査会に参加することができる。
- ※ 企画提案説明は、提出した企画提案書にもとづき説明することとするため、説明事項はすべて企画提案書に記載すること。パソコン及びプロジェクターを用いて企画提案書の内容を説明することを認めることとする。
- ※ ヒアリングの実施等のため、院内に立ち入る場合は夜間入り口より入館し、体温測定を受けたうえで 交付された訪問事業者証を首から下げること。また、ヒアリングを実施する前に健康チェックシートを 当院の担当者へ提出すること。

- | | |
|------------|-----------|
| ② 結果の通知 | 令和5年11月上旬 |
| ③ 契約及び業務稼働 | 令和6年4月1日 |

7 質問受付・回答

(1) 質疑の提出方法

募集内容等に質問がある場合は、書面をもって質問することとし、4(4)に提出するものとする。(電子メール、ファックス可)

なお、質問内容を提出した者は、その旨連絡を入れること。

(2) 質疑受付期間

令和5年9月26日(火)から令和5年10月11日(水)までの午前9時から午後5時まで。ただし、休日は除く。

(3) 回答方法

令和5年10月13日(金)までに、当院ホームページにて掲示をもって回答する。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出等に関する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し不利益処分を行うことがある。
- (3) 必要に応じ企画提案書のヒアリング及び現地調査を行うことがある。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は本業務以外の目的には使用しない。
- (6) 企画提案書の提出者及び説明書等の交付を受けた者は、企画提案書を作成するにあたって知り得た本業務に関する事実を、第三者に漏らしてはならない。

9 プロポーザル評価項目等

- (1) プロポーザル評価項目は、別表のとおりである。
- (2) プロポーザルは提出者が説明を行い、質疑応答を行う。
- (3) 審査は1回を原則とするが、2次審査を行うことができる。
- (4) プロポーザルの審査結果については、書面により通知する。

(様式第 1 号)

プロポーザル参加資格確認申請書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

※企業連合の場合は、「代表構
成員」「構成員」の順番で連名
し、各押印する。

{ 所在地
法人名
代表者氏名

⑨

令和 年 月 日付けで公告のあった下記の業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、プロポーザルに参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告した業務委託名 診療材料・医薬品物流等業務及び中央材料室等業務委託

2 添付書類

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 会社概要書（様式第 1 号の 1） | 1 部 |
| ② 誓約書（3(1)④関係） | 1 部 |
| ③ 業務実績概要（3(1)⑤及び⑥関係） | 1 部 |
| ④ 誓約書（3(1)⑦関係） | 1 部 |
| ⑤ 商業登記簿謄本 | 1 部 |
| ⑥ 会社パンフレット（任意） | 1 部 |
| ⑦ 企業連合協定書（様式第 2 号） | 1 部 |

⑦の様式第 2 号は企業連合で参加する場合のみ提出する。また、企業連合の場合は、それぞれにおいて、①から⑥の書類を添付すること。

3 連絡先等 担当者名
 住所及び所属
 T E L
 F A X

(様式第 1 号の 1)

会 社 概 要 書

企画提案者名 (ふりがな)

※ 企業名、代表者名記載

印

所在地 〒 —

T E L

F A X

営業所 〒 —

T E L

F A X

主な業務経歴 (概要 (資本金、従業員数)、沿革、主な業務実績、売上高、決算書など)

主な取引先等 (グループ会社・メーカー・ディーラー等)

資格要件の適合証明

- 1 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定、及び第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けておりません。
- 2 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けておりません。
- 3 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てはしておりません。
- 4 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者ではありません。

(様式第2号)

診療材料・医薬品物流等業務及び 中央材料室等業務企業連合協定書

(目的)

第1条 当企業連合は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 茨城県立中央病院に係る診療材料・医薬品物流等業務及び中央材料室等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「物流等業務」という。）の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当企業連合は、診療材料・医薬品物流等業務及び中央材料室等業務当企業連合（以下「当企業連合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業連合は、事務所を 県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業連合は、令和 年 月 日に成立し、物流等業務委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 物流等業務を受託することができなかったときは、当企業連合は、前項の規定にかかわらず、当該物流等業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業連合の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

会社

県 市 町 番地

会社

(代表者の名称)

第6条 当企業連合は、 会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業連合の代表者は、物流等業務の実施に関し、当企業連合を代表してその権限を行うこ

とを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに受託代金を請求し、受領し、及び当企業連合に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当企業連合は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業連合の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、物流等業務の履行に当たるものとする。

(業務分担額)

第9条 各構成員の本業務に係る業務の分担（以下「分担業務」という。）及び当該業務の分担に応じた分担額（以下「業務分担額」という。）については、運営委員会で定めるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、物流等業務の委託契約の履行及びその他の物流等業務の実施に伴い当企業連合が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(必要経費の分配)

第11条 本業務の遂行にあたり必要とする経費は、運営委員会で定めるものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業連合の取引金融機関は、 銀行 支店とし、当企業連合の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第13条 構成員がその分担業務の遂行において、発注者及び第三者に対して与えた損害は、当該構成員がその損害を賠償する責任を負う。

2 分担業務の遂行において、構成員が他の構成員に損害を与えた場合には、運営会議において協議し損害の賠償の負担について決定する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合が物流等業務を履行する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して物流等業務を完遂する。

(構成員の除名)

第16条 当企業連合は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の

除名すべき事由に該当した場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第3項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業連合が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定を証するため、各構成員が記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

県 市 町 番地

会社

代表取締役 印

県 市 町 番地

会社

代表取締役 印

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑩

会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑩

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ

（いずれかを○で囲む）

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋
(公共工事等に係る措置)

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- (6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

別表

診療材料・医薬品物流等業務及び中央材料室等業務委託に係るプロポーザル評価表

区分		評価事項	
1	安全性 安定性	①	財務内容の健全性 (損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書により記載すること)
		②	診療材料・医薬品物流等業務における過去3年間の他病院における同業務実績(500床以上の病院の実績、県内の実績を優先して記載すること)
		③	中央材料室等業務における過去3年間の他病院における同業務実績(500床以上の病院の継続した業務実績、県内の実績を優先して記載すること)
2	人員等体制	①	診療材料・医薬品物流等業務における現場責任者の経験年数及び実績(500床以上の病院における3年以上の実績)
		②	中央材料室等業務における現場責任者の経験年数及び実績(5年以上の実績)
		③	各業務の業務従事者の配置人数及び実務経験年数(配置人数はフルタイム勤務に換算して記載すること)
		④	院内感染防止をはじめとした安全管理体制や業務で使用するエリアの衛生管理体制
		⑤	業務従事者の資質の向上・平準化を図るための教育研修
3	業務全般	①	看護職員等の負担軽減の観点での業務提案(物流業務、管理業務、搬送業務、中央材料室業務、内視鏡室業務、手術室・血管造影室業務、一般消耗品管理業務) ※現在の対応内容(仕様書)と比較して提案すること。
		②	材料又は医薬品の不良・不動態在庫への対応 ※現在の対応内容(仕様書)と比較して提案すること。
		③	取り違え、破損、欠品などのインシデント発生防止対策及び発生した場合に実施する対応
4	経営改善	①	令和4年度と比較した目標とする削減率及び削減額(診療材料及び医薬品それぞれについて)
		②	①の削減提案が実現しなかった場合の対応
		③	同種同効品や後発医薬品への切替えに向けた取組
		④	診療報酬請求漏れ防止に向けた取組
		⑤	日本ホスピタルアライアンス(NHA)など、他病院との共同購入への取組の促進
		⑥	搬送業務(診療材料・医薬品物流等業務及び中央材料室等業務)の効率化への取組
		⑦	①～⑥以外の独自の価格削減方策の提案
5	費用	①	業務の実施に係る費用及び構成
6	リスク マネジメント	①	診療材料・医薬品物流等業務について不測の事態に備えた備蓄等の体制
		②	当院の中央材料室設備が稼働不能になった場合に備え、自動車による行程で片道120分以内に到達可能な距離にバックアップ体制がとれる自社の滅菌センターを有する。
		③	今回のコロナウイルス感染症拡大への対応策として、あらたに実施した(予定を含む)対応策(あれば)※災害時及び感染症拡大に伴うパンデミック等への対応策
7	総合評価	①	総合的に判断した優位性

健康チェックシート

来院日（院内立入日）

令和 年 月 日

- 1 来院日（院内立入日）を含めた10日間以内に平熱を超える発熱（37.5℃以上の）、又は上気道症状があった

☐ あり

☐ なし

- 2 新型コロナウイルス感染症「陽性」と判定された方と5日以内の濃厚接触がある、又は同居家族や身近な方に感染が疑われる人がいる

☐ あり

☐ なし

所 属※

氏 名

※ 立入業者の場合は事業所名、実習生の場合は学校名を記入してください。

確認日 令和 年 月 日（病院所属確認）